

主 文

被告人を懲役15年に処する。

未決勾留日数中460日をもその刑に算入する。

理 由

(犯行に至る経緯)

被告人は、母A（以下、「被害者」という。）と父Bとの間の一人娘であり、平成10年頃から父Bとは別居し、以降、被害者と二人暮らしをしていた。

被害者は、被告人を医師にしたいとの強い希望とこだわりを有しており、被告人に国公立大学の医学部医学科へ進学することを求め、幼少期から高い学力を身につけるよう期待し、これを要求した。

被告人は、小学生の頃には成績も良く、自らも外科医になりたいという夢を抱いていたものの、中学・高校在学中の成績は振るわず、大学受験を控えた高校3年生までには、医師になりたいとは思わなくなっていた。しかし、それでも被告人を医師にしたいという被害者の強い思いとこだわりは変わることなく、被告人に対し、あくまで自宅から通学圏内の国公立大学の医学部医学科に進学するよう求め、携帯電話を取り上げた上、自らの監視下で勉強させるなどして、生活面・勉強面における被告人に対する干渉・束縛を強めた。そして、学力的に現役での合格が難しいとみるや、被告人に対し、いわゆる仮面浪人をすることを求めたが、その際にも、親族らへの体裁を整えることを気にして、京都大学の医学部保健学科（当時）を受験させた上、その結果不合格であったにもかかわらず、親族らに対しては京都大学に合格した旨の嘘をつき、被告人にも同様の嘘をつくように求めるなどした。なお、被告人は、高校3年時に、自宅から通うことができないことを理由とする被害者の反対を押し切って、浜松医科大学の医学部医学科の推薦入試を受験するということがあったが、結果としては不合格であった上、被害者及びその意を受けて浜松まで被告人を連れ戻しに来た父Bから厳しい叱責を受けることとなった。被告人は、高校3年時の受験生活を「囚人のような生活」と日記に記すなどし、そのような生活

を強いる被害者に対して疎ましい感情を募らせていた。

その後、被告人は、就職して自身で学費を稼いで医学部看護学科に進学することを考え、就職内定を得るなどしたが、当時未成年の被告人の保護者に当たる被害者の同意が得られなかったことから実現できず、被害者の目の届く場所で起居することや勉強することを強いられるなど、日常的な監視の下で、国公立大学の医学部医学科への進学を目指して浪人することとなった。この間も、被害者による被告人に対する干渉や束縛は、被告人に一人きりの自由な時間を与えないよう一緒に入浴することを強いるなど非常に厳しいものであり、激しい叱責を伴うものでもあった。そのような状況の下、精神的に追い詰められた被告人は、20代前半頃までに一度ならず自殺をしようと考えたことがあったほか、少なくとも3回にわたり家出をし、派遣会社に登録するなどして一人で生活しようとする試みもしたが、その都度、被害者が依頼した探偵や通報を受けた警察に探し出されるなどして、被害者方に連れ戻されていた。被告人は、このような浪人生活の中、自らの進路を選択することもできないまま被害者に支配され、逃げ出すことすらできない状況に、ストレスを溜め込んでいた。

そのような浪人生活は9年間にも及んだが、最終的には、被害者が被告人の医学部医学科への進学を諦め、助産師になることを条件に滋賀医科大学（以下、「滋賀医大」という。）の医学部看護学科を受験することを認め、被告人がこれに合格したことで終了するに至った。

被告人が滋賀医大に入学した後、2年生の終わり頃までは、被害者の被告人に対する干渉や束縛、叱責も鳴りを潜め、被告人と被害者の関係も一時改善していたが、2年生の終わりに行われた助産師課程選抜試験に不合格となったことを契機に、干渉や束縛が再燃することとなった。このとき、被告人自身は、滋賀医大での学業生活を経て手術室看護師になりたいとの希望を抱くようになっていたが、被害者がなお被告人が助産師になることにこだわったため、滋賀医大の卒業後に助産師学校への入学を目指すこととなり、被告人は、あくまで助産師になることを押し付けて

くる被害者に対し、不満を募らせていた。

大学4年生である平成29年7月には、被告人は滋賀医大付属病院看護職員としての採用内定を得るに至ったものの、被害者は、被告人が看護師となることに強く反対し、内定を辞退して助産師学校に進学することを迫った。その後、被告人が受けた助産師学校公開模試の結果が芳しくなかったことなどから、被害者は被告人に対する干渉等を更に強め、被告人に対し、同年11月、助産師学校に不合格となった場合にも滋賀医大の看護職員にはならず再受験する旨などを内容とする始末書を作成させたほか、同年12月20日、隠れてスマートフォンを所持していたことを謝罪させるため、自宅の庭先で土下座させて、その様子を撮影するなどした。加えて、被害者は、同月24日から同月26日には、被告人に対し、「国試が終われば、あんたは間違いなく裏切る。母はニベもなく放り出される。だから母はあんたに復讐の覚悟を決めなければならない。母の生きた証だよ!」「ウザい!死んでくれ!」「死ね!」など、被告人が国家試験に合格して看護師になることを許さない旨を強く示したり、激しく被告人を罵倒したりするメールを送信していた。被告人は、被害者に対し、反論したり、看護師になりたいとの本音を伝えれば、更なる叱責や罵倒を浴びるのは必至であると考え、かつ、それをおそれて、表面的には被害者の意向に従う旨の返信をするなどしつつも、被害者に対する不満、憎しみを強めていった。

そのような中、被告人は、平成30年1月5日、助産師学校への願書の提出に関し、被害者からメールでの厳しい叱責や罵倒を受け、遅くともその時点までに、被害者を殺したいとの思いが芽生え、「ペディナイフ 殺人」などの検索ワードでインターネット検索をするなどした。その後、被告人は、同月14日には、「ナイフの殺害の仕方ー裏・復讐代行業者裏サイト」「刃物で死ぬ自殺方法」「首の動脈を切ると即死するんですか?」などのタイトルのインターネットサイトを閲覧したり、同月17日にはメモ帳代わりに使用していたGメールの下書き機能を用いて、「いろいろと追い詰められてきたなあ。チャンスは何回もあったのに決めきれなかった

ことが悔やまれるぞ。早く決めよう。怖じ気づくな。やっぱり明確で強い思いがないと無理だということがわかった。一応準備だけした。」とのメモを残したりするなど、被害者に対する殺意を次第に強めていたが、踏ん切りがつかず、実行するには至らなかった。そして、滋賀医大付属病院の看護職員としての就職手続期限である同月26日が迫る中、同月18日に、助産師学校を受験するも不合格となり、被害者からの厳しい叱責を受けることとなった上、同月19日には、被害者に対し、「入学前から漠然と手術室看護師になりたいと思っていて、いざ内定を貰い希望が現実になろうとしてきて、助産師になる気持ちが薄れてしまったのはあると思います。」と、助産師ではなく手術室看護師になりたいとの本音を吐露するも、被害者から「で?」「あんたが我を通して私はまた不幸のどん底に叩き落された!我を通して不幸になる!まだ分からないのか?」などと一蹴され、助産師になることを求める姿勢に変化はなかった。こうしたことから、被告人は、自らの希望する看護師になるチャンスが被害者によって閉ざされようとしていると考え、被害者に対する殺意を一層強めた。

(罪となるべき事実)

被告人は、

- 第1 平成30年1月20日頃、滋賀県守山市a町b番地のc所在の被害者方において、殺意をもって、A(当時58歳)を何らかの方法で死亡させて殺害し(令和2年1月15日付け訴因変更請求書による訴因変更後の平成30年10月2日付け起訴状記載の公訴事実関係)、
- 第2 同日頃から同年3月10日までの間に、前記被害者方において、被害者の死体の頭部及び四肢をのこぎり等を用いて切断するなどし、同市d町e番地所在のf河川敷内において、その体幹部を投棄するなどし、もって死体を損壊、遺棄した(令和2年1月15日付け訴因変更請求書による訴因変更後の平成30年6月26日付け起訴状記載の公訴事実関係)。

(証拠の標目)

省略

(争点に対する判断)

前記「罪となるべき事実」第1記載の日頃、被害者方において被害者が死亡したこと、同第2記載のとおり被告人が被害者の死体を損壊、遺棄したことは当事者間に争いがなく、証拠上容易に認めることができる。本件の争点は、①被告人が被害者を殺害したか、②被告人の責任能力の有無・程度の2点である。

なお、以下では、平成30年の出来事については暦年の記載を省略する。

第1 争点① (被告人が被害者を殺害したか) について

検察官は、㊶被害者は1月20日頃に被害者方において死亡したものであり、その際、被害者方には、被害者及び被告人以外の者は居なかったことから、被害者が第三者により殺害された可能性を検討する必要はないとした上で、これを前提に、①被害者の死体の解剖結果や被害者方の血痕の付着状況から自殺の痕跡が認められないことや、㊷被害者に自殺の動機がなく、死亡直前の行動からして自殺を図ったとは考えられないことに照らして、被害者が自殺したのではないことは明らかである、加えて、㊸被告人が、被害者が死亡した事実を徹底的に隠蔽しようとしたことや、犯行前後に、被害者に対する殺意を示す行動が認められること、㊹被告人には被害者を殺害する動機があったことなど、被告人が殺意を持って被害者を殺害したと推認させる事実が認められ、以上の事情を総合すれば、被告人が被害者を殺害したことは明らかである旨主張する。

以下、上記㊶ないし㊹の各点について順次検討する。

1 被害者死亡の日時・場所について (㊶)

関係証拠によれば、被害者は、1月19日の正午頃に滋賀県立総合病院の耳鼻咽喉科を受診しており、その後、同日午後4時31分頃から翌20日の午前2時16分頃まで断続的に携帯電話でゲームをしていたことが認められるほか、被告人が、同日午前3時42分頃にツイッターを使用し、「モンスターを倒した。これで一安心だ。」と投稿し、同日午後零時15分頃には、ホームセンターで剪定ばさみ、の

こぎり及び鉋を購入している事実が認められる。

そして、被告人自身、上記のツイッターでの投稿は被害者の死亡を契機としたものであり、その後、仮眠をとるなどした後に被害者の死体を解体することを考え、解体に用いる道具の購入に出掛けた旨供述していることに照らせば、被害者は、1月20日午前2時16分頃から同日午前3時42分頃までの間に死亡したものと認めるのが相当である（ただし、罪となるべき事実においては、検察官が訴因として設定した1月20日頃の限度で認定した。）。

また、関係証拠によれば、被害者方の浴室からの生活排水が流れる汚水桝から被害者の骨片が発見されていることが認められる。そして、被告人自身、被害者の死体を被害者方浴室において解体した旨供述していることに照らせば、被害者の死体の解体が被害者方において行われたことは明らかである。被害者が被害者方の外で死亡していた場合、自動車運転免許証を保有していない被告人において、誰にも気付かれることなく被害者の死体を被害者方に運び込むことが困難であることや被害者と被告人は被害者方で二人暮らしをしていたことに照らせば、被告人自身も供述するとおり、被害者は被害者方において死亡したものであり、かつ、その際、同所には被害者と被告人以外の第三者は居なかったと認めるのが相当である。

2 被害者が自殺した可能性及び被害者の死因について

(1) 自殺の痕跡（解剖所見や被害者方の状況） (㊦)

ア 被害者の死体の解剖所見等

被害者の死体（体幹部）を解剖したC医師の法医学の専門的知見・経験に基づく証言（以下、「C証言」という。）によれば、被害者の死因に関し、㊦体幹部背面に死斑がみられ、臓器の色調が濃く、甲状腺にうっ血がみられるなど、死体に血液が残存していたから、死体が貧血を示す失血死や出血性ショック死は考えられないこと、㊧気管や肺胞に血液が付着しておらず、炎症反応もなかったことから、血液が気管等に入り込んだことによる窒息死も考えられないこと、㊨被害者の死体からは薬毒物が検出されなかったことから、薬毒物による死亡や中毒死も考えられない

こと、④胸腹部に死因となるような生前の損傷がなく、解剖時に残存していた胸腹部の臓器に異常もなかったことから、胸腹部の損傷・疾病による死亡も考えられないことの各事実が認められる。

他方で、C証言によれば、臓器のうっ血など急死の兆候がみられたことに照らし、被害者は急死したとは認められるが、頭頸部が発見されていないことなどから、あくまで被害者の死因は不明であり、体幹部の解剖所見は、絞扼による窒息死や脳幹部の損傷による死亡と考えても矛盾しないと認められる。

イ 被害者方の血痕の付着状況

関係証拠によれば、被害者方には、被害者のものとみられる血痕があったものの、その具体的な付着状況は、リビングのテレビボード及び食器棚の、床からおおよそ60cm以下の高さの箇所に飛沫状の血痕（物に付着した血液を払った際に出来るような形状であり、最大でもおおよそ0.3ないし0.4cm程度のもの。拭き取られた形跡はない。）が十数か所みられたほか、その付近の床や浴室に若干の血痕の付着があったにとどまるものと認められる。

これに対し、C証言によれば、生きている人の頸動脈が刃物で損傷された場合、心臓の近くに位置する血管であるため、心臓の拍動に伴い、多量の血液が勢いよく噴き出し、遠くまで飛び散るというのであって、上記のとおり被害者方の血痕の付着状況は、被告人が供述するような、被害者が刃物で頸部（頸動脈）を自傷したとの自殺態様とは整合しない。

ウ 小括

上記ア及びイの点を総合すれば、被害者が、刃物で頸部（頸動脈）を損傷したことにより死亡した現実的な可能性はないといえる。

(2) 被害者の自殺の動機・死亡前の行動 (ウ)

関係証拠によれば、被害者の死亡前の行動として、1月19日の正午頃に病院を受診し、次回を受診予約を約3か月後に入れていることや、死亡する直前まで携帯電話でゲームをするなど日常的な行動をしていたことが認められるほか、遺書など、

被害者の自殺の意図をうかがわせる書面等が発見されていないことが認められる（なお、弁護人は、被害者がゲームをしていたことは気持ちが高ぶっていることのためであると指摘するものの、被害者の1月19日から20日にかけてのゲームのアクセス履歴は、それ以前のアクセス履歴の平均的な傾向と類似するものであって、むしろ上記のとおり普段と変わらぬ日常的な行動であったとみるのが相当である。）。これらの事実を照らせば、少なくとも、被害者が、従前から自殺を考えており、計画的に自殺した可能性は、およそ考え難い。

そこで、被害者が、突発的に自殺を図った可能性について検討すると、被害者が死亡したのは、被告人が助産師学校に不合格となった1日余り後のことであり、被告人の助産師学校への進学を強く望んでいた被害者が、上記結果を受けて突発的に自殺を図った可能性が一応考えられる。もっとも、被告人は、9年間の浪人生活の末、結局、医学部医学科に進学できなかった上、滋賀医大の助産師課程にも不合格となるなど、被害者にしてみれば、従前から被告人に期待を裏切られ続けていたのであって、助産師学校の不合格が、被害者に突発的に自殺を図るほどの強い精神的衝撃を与えたものとは考え難い。そもそも、被害者は、平成29年11月、直前の公開模試の結果も踏まえ、被告人が助産師学校に不合格となった場合には次年度に再受験する旨の内容を含む始末書を被告人に作成させていたくらいであるから、上記不合格の結果は、被害者にとっては想定内の出来事であったと考えられるし、被告人自身も、助産師学校の不合格の結果を受けて、被害者が死亡する前日、被害者の意向に沿って再度助産師学校を受験する旨伝えていたというのであるから、上記不合格の結果が、その後になって被害者を自殺に駆り立てたとは、なおさら考え難い。そのほか、被告人の供述を含む関係証拠に照らしても、被害者が死亡したとされる頃に被害者が突発的な自殺を図る引き金となり得るような出来事や被告人の発言等があったことはうかがわれなことも併せると、被害者が突発的に自殺を図った可能性は想定し難いというべきである。

以上に対し、弁護人は、被害者の自殺をうかがわせる事情として、被害者が平成

20年12月に睡眠薬の多量服用による自殺未遂に及んだことがあることや、被告人の高校時代の教師であるD先生に対し、電話で、被告人を殺して自分も死にたいと考えた旨を漏らしていたことなどを主張する。もっとも、上記の睡眠薬の多量服用は本件より9年以上前の1回限りの出来事である上、睡眠薬を服用してから救急搬送されるまでの行動・経緯や、病院で目覚めた後、医師が自殺企図の疑いありと判断したことに対し、ただ眠りたかっただけなのにと被告人に不満を漏らしていたことなどに照らすと、自殺を図った行動であったこと自体が疑わしく、これをもって被害者の自殺をうかがわせる事情というには無理があるといわざるを得ない。また、D先生への電話についても、同じく本件より10年以上前の話である上、その意味するところは心中を考えたことがあるというものであって、被害者の単独での自殺を示唆するものではないから、被害者の自殺念慮をうかがわせるものとはいい難いし、被害者は死亡している一方、被告人は傷害も負っていない本件結果とも齟齬している。なお、被告人は、平成28年3月に被告人が滋賀医大の助産師課程に不合格となった際、被害者が掃除機の電源コードで首つり自殺を図ろうとしたことがある旨供述する。しかし、被告人の供述以外にはそのような出来事をうかがわせる証拠はなく、被害者が自殺を図ろうとして被告人がこれを制止するまでの事実経緯がやや不自然であることなどに鑑みれば、上記被告人の供述はにわかに信用することはできないし、仮にそのような事実があったとしても、被告人が供述する態様を前提とすれば、被害者が真実自殺を図ったものとは到底考えられず、まさに被告人自身も供述するとおり、受験に失敗した被告人を改悛させるために狂言として自殺するそぶりを見せただけにすぎないとみるべきである。被告人の供述を前提としても、上記の他には被害者の自傷行為や自殺企図のエピソードはなかったというのであって、結局のところ、被害者が自殺をしたことをうかがわせる事情はないということが出来る。

(3) 被害者が自殺した可能性について (㊶, ㊷に関する小括)

前記のとおり解剖所見及び被害者方の状況に照らし、刃物を使った自殺の可能

性は否定できる。その上、以上のとおり、被害者の死亡直前の行動等を併せ考慮すれば、計画的にせよ突発的にせよ、被害者が自殺したことをうかがわせる事情も見当たらないから、そもそも、その方法の如何を問わず、被害者が自殺した可能性自体が相当に乏しいというべきである。

(4) その他の想定し得る死因について

もっとも、弁護人は、体幹部のみの解剖所見からすれば、被害者の死因はあくまで不明であるとするC証言に依拠し、被害者が他殺であることは証明できていないと主張するので、この点についてさらに検討を加える。

まず、刃物を使った方法以外の自殺の可能性についてみると、服毒自殺や入水自殺、焼身自殺についても、これを示唆する解剖所見がないことから否定できる。他方で、首つり自殺については解剖所見とは矛盾しないが、仮にそのような方法で被害者が自殺したのであれば、その場に居合わせ、又はその後に死体を発見したと考えられる被告人において、被害者は包丁で首を傷付けて自殺したなどという虚偽を述べる理由がおよそ見当たらないのであり、被害者が首つり自殺をした可能性も考えられない。そうすると、被害者が自殺したという現実的な可能性は否定できる。

自然死や事故死の可能性についてみると、本件解剖所見に照らして、頭頸部に起因する病変による急死や頭部を強打したことに伴う脳幹部損傷による急死など、いくつか死因として想定し得るものが挙げられる。もっとも、被害者はメニエール病を患い定期的に通院していたものの、同疾病は生命に重篤な危険が及ぶものではなく、被害者の症状自体も同疾病の中で深刻なものではなかった上、これ以外の持病があったこととはうかがわれないことから、被害者が病死した現実的な可能性は乏しいというべきであるし、被害者が自然死や事故死していた場合、被告人がその死について責任を負い、他者から非難される理由は全く存在しないことになるから、被告人が被害者死亡の事実を隠蔽する必要はなく、ましてや、それ自体犯罪行為である被害者の死体の解体を決意し、これを実行する理由は全くない。したがって、被害者が自然死又は事故死したという現実的な可能性も否定できる。

(5) 小括

以上の次第で、被害者の死因については、自殺、自然死及び事故死の可能性を排斥できるから、想定し得る死因として残るものは他殺以外になく、前記のとおり、被害者が死亡した日時・場所には被害者と被告人以外の第三者は居なかったと認められることを併せ考慮すれば、解剖所見からはあくまで死因は不明であるとの弁護人の主張を踏まえても、被害者は、被告人の行為により死亡したものと合理的に推認できる。

3 被害者の死亡前後の被告人の行動について (㊦)

(1) 死亡前の行動及びその前後の出来事

ア 認定事実

関係証拠によれば、被害者の死亡前の被告人の行動及びその前後の出来事について、以下の事実を認めることができる。

(ア) 滋賀医大は、平成29年12月28日、被告人に対し、看護職員としての採用内定に関する書類を発送し、その頃、被告人はこれを受け取った。その内容は、採用時健康診断書や誓約書等の必要書類を1月26日までに提出するよう指示するものであった。

(イ) 被告人は、1月5日、午前9時26分頃から午後零時42分頃にかけて、被害者から、助産師学校への願書の提出に関し、「母を見えすいた茶番劇に付き合わせた恨みつらみ憎しみで、嘘のメッキが剥がれた後は、今度は母が地獄を見せてやる！という決意を更に強くしました！」「だから助産の願書も受験もただの茶番劇なんだよね！」「こうやって自分の国試のために母を騙し煩わし裏切り…。でも、母の人生めちゃくちゃにした責任は必ずあんたに払わせる！ただじゃおかない！」「家を取るか！自分の身勝手押し通すか！どっちか？選択肢はただ一つ！」などと、メールでの厳しい叱責を受けていた。

(ウ) 被告人は、1月5日午後4時頃、滋賀医大のパーソナルコンピューターを用いて、「ペディナイフ 殺人」「ペディナイフ 包丁」などの検索ワードでインタ

一ネット検索をした。

(エ) 被告人は、1月14日、被害者の携帯電話を用いて、「ナイフの殺害の仕方一裏・復讐代行業者裏サイト」「刃物で死ぬ自殺方法」「首の動脈を切ると即死するんですか？」などのタイトルのインターネットサイトを閲覧した。

(オ) 被告人は、1月17日、Gメールの下書き機能を用いて、「いろいろと追い詰められてきたなあ。チャンスは何回もあったのに決めきれなかったことが悔やまれるぞ。早く決めよう。怖じ気づくな。やっぱり明確で強い思いがないと無理だということがわかった。一応準備だけした。」とのメモを残した。

(カ) 被告人は、1月18日、京都医療センター付属京都看護助産学校の入学試験（一次試験）を受験したが、即日結果が発表され、不合格となった。

イ 検討

以上認定した経過等によれば、被告人は、助産師学校の試験が迫り、その合格を求める被害者からの強い圧力を感じる中、同時に、手術室看護師になりたいという、被害者の意向に反する自らの希望の実現に向け、滋賀医大の看護職員としての就職を果たすための手続の期限も迫っており、心理的に追い詰められるような状況にあったことが認められる。そして、被告人が、上記ウないしオ当時の心境について、被害者に叱責されたことなどで立腹し、被害者が死んでほしいなどと思っていた、被害者から連日連夜の叱責や詰問があり、気持ちが追い詰められていた旨供述していることも併せて考慮すると、これらのインターネット検索やインターネットサイトの閲覧、Gメールの下書きは、少なくとも、被告人が、強いストレスを受ける状況の原因となっていた被害者の死亡を望んでいたことを示すものといえることができる。

(2) 死亡後の行動

ア 認定事実

関係証拠によれば、被害者の死亡後の被告人の行動について、以下の事実を認めることができる。

(ア) 被告人は、被害者の死亡に際し、救命措置をとらなかったほか、救急や警察への通報もしなかった。

(イ) 被告人は、被害者が死亡して間もない1月20日午前3時42分頃、ツイッターで、被害者が死亡した事実に関し、被害者をモンスターに喩えて、「モンスターを倒した。これで一安心だ。」と投稿した。

(ウ) 被告人は、1月20日正午頃、ホームセンターにおいて、被害者の死体の解体用の道具として剪定ばさみ、のこぎり及び鉋を購入した。

(エ) 被告人は、被害者の死亡以後、被害者の友人、叔母（被告人にとっては大叔母。以下、単に「大叔母」という）、母（被告人にとっては祖母。以下、単に「祖母」という）及び父Bに対し、被害者を装ってメール等のやり取りを行ったり、被害者が家を長期間留守にしている旨を伝えるなどして、被害者が生存していることを装った。

(オ) 被告人は、被害者の死後、上記(ウ)の道具を用いてその死体を数日間かけて解体し、頭頸部及び上下肢を焼却ゴミとして処分し、体幹部を遺棄現場である河川敷に投棄した。

イ 検討

被告人の死亡後の行動のうち、上記(ア)の救命措置をとらなかったことや救急や警察への通報をしなかったことについては、看護師を目指していた被告人において、長年同居していた母である被害者の死に接した際にとる行動としては、通常考え難いものである。

そして、上記(イ)のツイッターでの投稿についても、「倒した」という表現からは、被告人の意図的な行為によりモンスター、つまり被害者を死亡させたことを表現したものと解するのが自然である。また、被告人は、この投稿をした心境として、被害者が死亡したことによって感じた安堵や解放感で気持ちが浮ついていたと述べている。以上によると、この投稿は、心理的に追い詰められた状況にあった被告人が、被害者から解放されたという高揚感のままに、自らが被害者を殺害した旨

暗示する内容の投稿をしたものであるとうかがわれる。

その後、被告人は、上記(ウ)ないし(オ)のとおり、周囲の者に対して被害者の生存を装ったり、被害者の死体を損壊、遺棄したりするなどして、被害者の死亡の事実を計画的かつ徹底的に隠蔽している。この点、先にも検討したとおり、被害者が、自然死又は事故死していた場合、被告人がその死について責任を負い、他者から非難される理由は存在しないから、被告人が被害者死亡の事実を隠蔽する必要はなく、ましてや、それ自体犯罪行為である被害者の死体の解体を行う理由は全くない。したがって、被告人が、このような行動に出たことは、被害者の死について責任を問われる状況にあったこと、すなわち、被害者が被告人の意図的な行為によって死亡したことを示すものというべきである。

4 被告人の被害者殺害の動機について (㊦)

関係証拠によれば、前記「犯行に至る経緯」記載のとおり、被告人は、平成10年頃から被害者と母娘二人暮らしとなっていたところ、次第に、勉強面や生活面において被害者の強い束縛や干渉、抑圧を受けたり、厳しい叱責を受けたりするようになっていったこと、大学受験に際しても被害者の意向を受けて国公立大学の医学部医学科に進学することを目指したものの不合格となり、その後も、被害者の強固な意向に逆らえないまま、再受験を続けるも合格することはできず、浪人生活が9年間にも及んだこと、これらの間に、自ら就職活動をし、家出を試みるなどしたものの被害者に連れ戻されるということが数回あったこと、被告人が滋賀医大医学部看護学科に進学した後も、被害者は被告人に助産師になることを迫り、なおも強い束縛や干渉、叱責を加えており、ときには始末書を作成させたり、自宅の庭先で土下座をさせたりするなどしていたことが認められる。このような被告人と被害者の長年にわたる経緯や、被告人が被害者に従い続けていた関係性等に照らせば、被告人が、被害者からの日常的な叱責等に憤懣を募らせていたことがうかがわれるから、助産師学校の不合格を契機として、被害者からのより強い叱責等に晒された際に、これまでの不満を爆発させたとしても、不自然ではない。

加えて、被告人は滋賀医大付属病院の看護職員として内定を得ており、被告人自身も手術室看護師になりたいとの思いを抱いていたが、前記「犯行に至る経緯」記載のとおり、被害者からは、あくまで助産師になることを強く求められており、その意向に反して看護師になるようなことがあれば「復讐」するなどとなじられていた。被告人によると、「復讐」とは、被害者が滋賀医大付属病院を訪れた上、被告人の過去の悪行を関係者に暴露したり、その場で自殺するなどという意味を含むものであった、というのである。他方で、自らの希望する進路である滋賀医大付属病院への就職に関する書類の提出期限である1月26日が迫っており、被告人としては、1月17日にGメールの下書きに書き残したとおり、相当に追い詰められた心境であったものと認められる。そして、被害者は、1月18日に助産師学校を不合格となった被告人に対して厳しい叱責を加え、1月19日には、助産師ではなく手術室看護師になりたいとの被告人の思いを一蹴するなどして、あくまで助産師になるために滋賀医大付属病院の内定を辞退して助産師学校の再受験をするように迫っていたことも踏まえると、被告人において、被害者は被告人の希望を叶えるためには邪魔な存在であり、被害者を殺害することが自らの希望する道に進むための唯一のチャンスであると考えたとしてもおかしくはない。

以上によれば、被告人には、本件当時、被害者を殺害する動機となり得る事情があったと認められる。

5 総合判断

本件解剖所見や被害者死亡現場の状況に加え、被害者死亡の日時・場所を併せ考慮すれば、被害者の死亡は、自殺、自然死又は事故死によるものではなく、被告人の意図的な行為によるものであることが推認される。その上で、被害者の死亡当時、被告人には被害者を殺害する動機となり得る事情があったと認められ、かつ、被害者死亡後にその死体を解体するなどした被告人の行動は、被告人の意図的な行為によって被害者を死亡させたのでなければ、そのような行動に出ることがおよそ考えられないものであると認められる。これらの事実関係に加え、被告人が、被害者の

死亡する約2週間前から、前記のインターネット検索やインターネットサイトの閲覧、Gメールの下書き等、被害者の死亡を望んでいたことを示す行動を繰り返していたこと、被害者の死亡直後にツイッターで自らが被害者を殺害したことを暗示する内容の投稿をしたことも併せて総合すれば、被告人がかねてから被害者の殺害を考えてその機会をうかがっており、本件当日、遂にはこれを達成したとみるのが相当であって、被告人が被害者を殺害したことが強く推認されるというべきである。

6 被告人の供述及び弁護人の主張について

(1) 被告人の供述について

被告人は、公判廷において、「被害者は、被害者方リビングにおいて、深夜にわたって助産師学校を不合格となった被告人に対する叱責を続けていたところ、突如、『もう何もかも嫌になった』などと言って台所まで赴いて包丁を取り出し、再度リビングまで戻り、床に敷かれた布団の上に立ち、包丁を首に当てた。自殺をする振りだと思って視線を向けないでいると、『痛い』との声が聞こえ、被害者の方に向かうと、被害者がリビングの布団の上に仰向けに倒れ、左頸部と口からだらだらと血を流していた。」旨供述する。

しかし、すでに検討したとおり、本件解剖所見及び現場の状況に照らし、被害者の死因は刃物で頸部を自傷したことによる死亡ではないと認められるのであって、被告人の供述する被害者の自殺方法は、客観的な死因と矛盾するものである。

そして、被告人の供述には、細部にわたり具体的かつ詳細な部分がある一方、被害者が刃物を取り出す場面や自傷した場面など、記憶に残っていてしかるべき重要な場面について、曖昧な供述にとどまる部分や記憶がないとの答えに終始する部分が混在しているから、被害者が自殺した旨をいう部分は、現実の記憶に基づく供述であるというには不自然であって、むしろ、被告人の創作したストーリーを語っているとの方が整合的に理解できる。加えて、被告人が供述する内容について検討すると、被害者に叱責を受けている状況下において突如被害者が包丁を取り出したというのであるから、通常であれば自身に危害を加えられることを危惧してしかる

べきであるのに、そのような危惧は抱かず、ただ被害者の様子を眺めるのみであったという点や、自殺前後の被害者の行動や体勢の点など、不自然な点が多々見受けられる。

また、被告人は、被害者が自殺したものであるとの供述に関連して、被害者の自殺の原因は被告人にあるところ、被告人のせいで被害者が自殺したなどとして祖母や大叔母に責められるのを避けたかった旨も供述するが、被害者は遺書等を残していなかったのであるから、自殺の理由については如何様にでも説明できたはずであって、死体の損壊・遺棄という犯罪行為までして被害者の死亡を隠蔽する理由になるとは考え難い。加えて、祖母や大叔母は、アメリカ合衆国あるいは山口県岩国市に居住しており、頻繁に行き来するほどの密な関係性でもなかったことからすれば、仮に被害者が自殺したことについて祖母や大叔母から責められる事態が生じたとしても、電話を切るなどして容易に叱責から逃げられるのであるから、そうした叱責を避けるために、それ自体犯罪行為となる死体の損壊・遺棄を決意し、実行するとは考え難い。そうすると、被害者が自殺した場合に、あえて被告人が被害者の死体の解体等に及ぶことは不自然であるというほかない。

そのほか、被告人は、1月20日にツイッターで投稿した内容についても、助産師学校に不合格になるなどした自分の行動が被害者を自殺に追い込んだものであるから、自分が被害者を殺したようなものであり、そのことを指して「モンスターを倒した。」と表現したにすぎないと説明するが、「倒した」との文言により、被告人が供述するような顛末を表現したと解することは非常に不自然である。

以上によれば、被害者が自殺した旨やこれに関連する被告人の供述は、被害者の死因等の客観的事実に矛盾するものである上、その余の内容等にも不自然・不合理な点が多いことなどに照らし、到底信用できない。

(2) 弁護人の主張について

弁護人は、被告人が供述する内容を前提に、被害者は自殺したものであると主張するほか、少なくとも、検察官は犯行の計画、殺害方法、死因について立証できて

おらず、被告人が被害者を殺害したことについては合理的な疑いが残る旨主張する。しかしながら、被害者が自殺したとの被告人供述は上記のとおり信用することができないし、既に説示したところによれば、被告人が被害者を殺害したことが強く推認されるのであり、弁護人の主張はこれを揺るがせるものとはいえない。

7 結論

以上のとおり、関係証拠から認められる前記1ないし4の各事実を総合すると被告人が被害者を殺害したことが強く推認される一方、被害者は突如包丁で自分の首を傷付けて自殺したものであるとし、殺害を否定する被告人供述は信用できず、上記推認を妨げるようなものではないから、前記「罪となるべき事実」第1のとおり、被告人が被害者を殺害したとの事実を、常識に照らして疑いを差し挟む余地なく認めることができる。

第2 争点②（被告人の責任能力の有無・程度）について

1 本件各犯行当時、被告人が自閉症スペクトラム障害及びパーソナリティの偏りを有していたこと（以下、この自閉症スペクトラム障害とパーソナリティの偏りとを併せて「被告人の精神障害等」などということがある。）は当事者間に争いがなく、証拠上も容易に認められる。

しかし、検察官は、被告人の精神障害等は善悪の判断や行動のコントロール能力を大きく損なうものではなかったなどと指摘して、本件各犯行当時の被告人には完全責任能力があった旨主張しており、他方、弁護人は、被告人が被害者を殺害してはいることを前提とした上、被告人は精神障害等の症状である状況判断のまずさなどから、反対動機の形成が難しくなっていたなどと指摘して、本件死体損壊・遺棄の犯行当時の被告人は、心神喪失又は心神耗弱の状態にあった疑いがある旨主張している。そこで以下に検討する。

2 被告人の精神障害等の内容・程度等

(1) E医師は、「本件各事件があったとされる時期に、被告人の責任能力の存在に疑いを生ぜしめる事情の有無」に関する鑑定（いわゆる「インテーク鑑定」）を

行った上、公判廷において、次のとおり証言している。

すなわち、①被告人は、本件各犯行があったとされる当時、自閉症スペクトラム障害及びパーソナリティの偏りを有していたものの、統合失調症、双極性障害等、重篤な判断能力の障害を伴う精神障害への罹患はなかった。②責任能力に影響し得る意識障害があった可能性を検討すると、本件死体損壊・遺棄を実行している間の日常生活で意識障害を疑わせる報告はないことから、同犯行のあった時期に被告人の意識障害はなかったといえる。③同様に検討すると、本件殺人があったとされる期間（インテーク鑑定の依頼が訴因変更前であったため、その期間は「1月19日から同月20日頃」とされている。）の前後に意識障害を思わせる報告はないが、その期間の被告人の実際の行動は不明であるから、1日ほどの間に急速に発症して回復した意識障害（飲酒や薬物使用、てんかん発作、重篤な疾病等に伴うせん妄等による意識障害）があった可能性は、理屈の上では排除しきれない。しかし、被告人の生活習慣、病歴、検査所見等に照らせば、本件殺人があったとされる期間に上記のような事情があったことはうかがわれず、被告人の意識障害があった蓋然性は低いといえる。④自閉症スペクトラム障害は、他者への共感が難しく、興味の対象が限定的で、特定の物に強いこだわりを持つなどの症状があり、パーソナリティの偏りは、物の考え方等が平均的な人に比べ偏っているなどの特徴がある。⑤自閉症スペクトラム障害及びパーソナリティの偏りは、いずれも、一般的に、重症度が短期間に大きく変動せず、事実誤認を生じない上、ルールを理解も可能なものである、というのである。

なお、インテーク鑑定及びE医師の証言に当たっては、争点①に対する判断への影響を避けるべく、本件殺人及び死体損壊・遺棄の両事件につき、被告人が陳述した内容を判断材料にしないことなどの条件が付されていた。

(2) E医師の証言の信用性を検討すると、同医師は、精神科医として豊富な経験等を有する上、問診や各種検査等による診断方法や、判断の前提とした資料は相当なものであり、前提とした事実も当裁判所の認定と矛盾するものではなく、結論を

導いた過程にも不合理なところはないから、高い信用性が認められるというべきである。

(3) また、E医師が証言する上記(1)③の内容に加え、被告人が被害者を殺害し、間もなくツイッターで殺害を示唆する投稿をした旨の当裁判所の認定事実や、被告人自身も、その信用性はともかく、被害者の死亡前後の記憶を保持していることを前提とする供述をしていることも併せ考慮すれば、本件殺人当時の被告人が意識障害を来していた可能性はないものと判断できる。

(4) 以上のとおり、E医師の証言等の関係証拠によると、被告人は、本件各犯行当時、自閉症スペクトラム障害及びパーソナリティの偏りを有していたものの、重篤な判断能力の障害を伴う精神障害への罹患がなく、意識障害を来していた可能性もない上、自閉症スペクトラム障害及びパーソナリティの偏りは、一般的に、善悪の判断や行動をコントロールする能力に大きな影響を及ぼし得る精神障害とはいえないことが認められる。

3 各犯行前後における被告人の行動等

また、各犯行前後における被告人の行動等をみても、各犯行当時の被告人において、善悪の判断や行動をコントロールする能力が低下していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

(1) 本件殺人の犯行についてみると、Gメールの下書き、インターネット検索履歴等によれば、被告人は、遅くとも平成30年1月中旬頃以降、被害者の殺害を意識し始めたが、その実行を何度も躊躇していたものと認められる。これは、被告人において、被害者の殺害が悪いことであると判断し、その実行を思いとどまる能力があったことを端的に示している。また、本件死体損壊・遺棄の犯行を実行した動機は、本件殺人の隠蔽にあったものと認められるが、このことも、被告人において、被害者の殺害を公にできないことを理解していたこと、すなわち、善悪を正しく判断する能力を備えていたことを推認させる。

(2) 本件死体損壊・遺棄の犯行についてみると、関係証拠によれば、被告人は、

被害者の殺害後、死体損壊・遺棄の犯行を計画し、のこぎり等を購入するなどの準備をした上、体幹部の切断に失敗しながらも遺棄の方法を変えるなどの軌道修正をしつつ、同犯行をやり遂げていること、被告人は、同犯行の実行と並行して、大学やアルバイトに行くなどの日常生活を送りつつ、被告人の父親等に被害者の生存を装い続けるなどして、被害者を殺害した事実を徹底的に隠蔽し続けたり、自らが希望する看護師として就職するための準備を整えたりしていることが認められる。これらの行動は、本件殺人を隠蔽しつつ就職するなどという、被告人の意図に沿った合理的なものといえるから、本件死体損壊・遺棄の犯行当時の被告人が、善悪の判断や行動をコントロールする能力を備えていたことは明らかである。

(3) さらに、関係証拠によれば、被告人は、30年以上、一部に問題行動等があったとはいえ、大きなトラブルを起こすことなく社会生活を送ることができ、自閉症スペクトラム障害に起因するパニック症状につき、少なくとも近年のエピソードは見当たらず、本件各犯行後には看護師として働き、一人暮らしをしていた事実が認められる。そうすると、被告人は、日常生活を大過なく送る上で必要不可欠な善悪の判断や行動をコントロールする能力を当然に備えていたことが認められる上、E医師の証言により、被告人の精神障害等の重症度は短期間に大きく変動しないものと認められることを併せ考慮すれば、その状態が本件各犯行当時にも大きく変わらなかったことが認められる。

4 以上のとおり、被告人の精神障害等の一般的特徴、各犯行前後における被告人の行動等に照らすと、被告人は、本件各犯行当時、自閉症スペクトラム障害及びパーソナリティの偏りを有していたが、それらの症状等によって、善悪の判断や行動をコントロールする能力を著しく低下させていた疑いはなく、完全責任能力を備えていたことが認められる。

5 弁護人の主張

弁護人は、被告人が、精神障害等によって、他者への共感が難しく、状況判断のまずさやこだわりの強さなどの独特の思考パターンを持っていたため、反対動機の

形成（悪いことを思いとどまろうとすること）は難しかったなどと指摘して、心神喪失又は心神耗弱の可能性を主張する。しかし、E医師の証言から認められる自閉症スペクトラム障害等の一般的な特徴や、各犯行前後における被告人の行動等を踏まえてみれば、被告人が各犯行当時、善悪の判断を正常に行うことができていたのは明らかである上、被告人の精神障害等の症状が、反対動機の形成を困難にさせていた、すなわち、上記判断に従って行動をコントロールする能力を著しく低下させていた疑いはなかったものと認められる。弁護人の主張は、当を得たものであるとはいえず、各犯行当時の被告人が完全責任能力を備えていたとの上記判断を左右しない。

（法令の適用）

1 罰 条

(1) 判示第1の行為 刑法199条

(2) 判示第2の行為 包括して刑法190条

2 刑 種 の 選 択 判示第1の罪につき、有期懲役刑を選択

3 併 合 罪 の 処 理 刑法45条前段、47条本文、10条（重い判示第1の罪の刑に刑法47条ただし書の制限内で法定の加重）

4 未決勾留日数の算入 刑法21条

5 訴 訟 費 用 の 処 理 刑訴法181条1項ただし書（不負担）

（量刑の理由）

1 事件そのものに関する事情

(1) 犯行態様等について

被告人は、実母である被害者を殺害した上、その罪証を隠滅するために、のこぎりや鉋等を用いて死体を多数の部位に切断するなどして損壊し、そのうち頭頸部や上下肢を焼却ゴミとして処分し、体幹部を被害者方近くの住宅街にもほど近い河川敷に投棄するなどして遺棄した。本件殺人及び本件死体損壊・遺棄の各犯行は、時

間的・場所的にも、犯行動機・目的においても、密接に関連する一連の犯行であるというべきであり、その犯行態様については、これらの犯行を一体のものとして全体的に評価をするのが相当である。この点、被告人は、その態様は不明ながら被害者を殺害した上、上記のような態様で死体損壊・遺棄の犯行に及んだものであり、本件犯行は、全体として、被害者の尊厳を著しく棄損し、かつ、近隣住民にも計り知れない恐怖感や不安感を与えるような残忍な犯行であったというべきである。

(2) 計画性及び殺意について

前記「犯行に至る経緯」のとおり被害者の殺害に向け、被告人なりの準備をした上での犯行であったことは認められるものの、殺害の時期・場所等、具体的で緻密な計画を立てていたと認めるに足る証拠はないし、殺害の具体的な態様も不明であるため、実際に被告人が準備していた方法で殺害したか否かも不明であるといわざるを得ない。他方で、被告人が、追い詰められた心境の中、次第に被害者に対する殺意を強めた末の犯行であったことに照らすと、強い殺意に基づく犯行であったといえる。

(3) 犯行に至る経緯、動機等について

自らの希望する進路の障害となっていた被害者を殺害し、その発覚を防ごうとした本件犯行の直接的な動機は自己中心的で、およそこれらの犯行を正当化する余地のあるものではなく、被告人が看護師を目指し、生命を救うための勉強を重ねていたことに照らしても、強い非難を免れない。

もっとも、被告人が本件犯行を決意し、実行するに至った背景には、前記「犯行に至る経緯」で認定したような特殊な親子関係が存在した。すなわち、被告人は、長年にわたり、母娘だけの閉鎖的な環境で育てられ、成人後もなお、被害者から進路等に対する行き過ぎた干渉を受け、自由のない抑圧・束縛された生活を送ってきた。そのような中、母の姿におびえながら、誰にも相談することができず、過去の家出がことごとく失敗したことなどから被害者の呪縛から抜け出すこともできないまま、相当に追い詰められた末に本件犯行に及んだものと認められ、犯行に至る経

緯には同情の余地がある。

なお、被告人の抱える自閉症スペクトラム障害等が各犯行に影響していた可能性も否定できないが、仮に影響があったとしても、各犯行を実行する段階での心理的抵抗を低めた可能性があるという程度にとどまるものであって、各犯行の動機の形成に影響していたとは認められない。いずれにしても、その影響は限定的であるから、量刑上、大きく考慮することはできない。

(4) 事件そのものに関する事情を踏まえた犯行の悪質性の評価

以上のような諸事情を総合して、犯行の悪質性の程度を、親が被害者である殺人1件（単独犯、処断罪名と異なる主要な罪なし）の量刑傾向と比較すると、本件は死体損壊・遺棄を伴うものである上、これを含む犯行全体の態様が悪質であること等に照らせば、上記量刑傾向の中でも相当に重い部類に属する事案であるといえる。他方で、前記のような犯行に至る経緯等を併せ考慮すれば、最も重い部類を超えるほどに悪質な事案と評価すべきとはいえない。

2 事件そのもの以外に関する事情

被告人は、死体損壊・遺棄の犯行を認め、反省や謝罪の弁を口にするものの、自らの刑責を軽くしようとの意図で、不合理な弁解に終始して殺人の犯行を否認しており、反省しているとはいえない。

他方で、本件犯行の背景には前記のような長年にわたる経緯や被害者との特殊な関係性があったことに加え、被告人に前科がないことも踏まえれば、再犯のおそれは低いというべきである。加えて、父Bが出廷し、被告人の社会復帰後は同居してその更生に協力する旨誓約しており、被告人自身も、父の監督指導の下でやり直したいと更生への意欲を示している。

そうすると、被告人が、今後刑期を務める中で、自らの過ちに真摯に向き合い、反省を深めていくことができれば、更生への道を歩むことも期待することができる。

3 結論

そこで、以上を踏まえ、被告人の量刑を検討すると、上記1の事件そのものに関

する事情を前提に、上記2の事件そのもの以外に関する事情を併せて考慮すれば、被告人に対しては、主文掲記の刑に処するのが相当であると判断した。

よって、主文のとおり判決する。

(検察官の求刑—懲役20年／弁護人の量刑意見—殺人罪について無罪，死体損壊・遺棄罪について心神耗弱を前提に，執行猶予付きの判決)

令和2年3月3日

大津地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 大 西 直 樹

裁判官 高 橋 孝 治

裁判官 進 藤 諭